**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年八月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十九日

北海道雨竜郡幌加内町字添牛内市街四丁目

浄念寺

清算人　照元　義章

**解散公告（第三回）**

当法人は解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十九日

東京都杉並区高井戸東二丁目二五番九号

ライオンズマンション高井戸管理組合法人

清算人　広野　成子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇番地一一八六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　蛯名　浩光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

青森県十和田市西十二番町一一―一五　法律事務所奥入瀬

相続財産管理人　保土澤史教

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県鹿沼市御成橋町一丁目三〇〇二番地六、最後の住所栃木県鹿沼市武子五〇八番地六

被相続人　亡　新澤　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

栃木県宇都宮市花房一丁目一五番一八号栃のふたば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永来　知宙

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都墨田区石原一丁目一六番地、最後の住所東京都江戸川区二之江町一三六一番地二二株式会社船堀在宅介護センターあじさい

被相続人　亡　髙橋喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都豊島区東池袋四丁目三三七五番地、最後の住所東京都練馬区桜台二丁目三四番七号

被相続人　亡　小泉　敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

事務所東京都千代田区神田多町二―一一カツミビル五階弥生共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川村　理

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都品川区中延六丁目七九六番地、最後の住所東京都品川区中延六丁目一番一三号

被相続人　亡　青柳　仁次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　久野　健

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県大船渡市立根町字田谷九一番地、最後の住所東京都千代田区内神田二丁目四番二号一Kビル一F

被相続人　亡　千葉　洋次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県伊那市西春近七二六二番地二、最後の住所長野県伊那市西春近七一二六番地一

被相続人　亡　三澤　昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

長野県伊那市西町四八六四番地一階　ひなた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　太田　明良

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県千曲市大字八幡三〇三六番地、最後の住所長野県千曲市大字小島二七六六番地一

被相続人　亡　新井　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

長野県千曲市栗佐一三七七宮崎ビル二階

相続財産管理人　弁護士　山崎　典久

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県袋井市山科三五三五番地七、最後の住所静岡県袋井市山科三五三五番地の七

被相続人　亡　松本　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

静岡県浜松市中区田町二三〇番地の一七田町ファーストビル五階　田畑・岩田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩田　直也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍和歌山県和歌山市和歌浦中三丁目四番、最後の住所和歌山市和歌浦中三丁目四番二三号

被相続人　亡　髙木　敏次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

和歌山市六番丁二四番地ニッセイ和歌山ビル七階　松本・石川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石川　栄司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本県水俣市丸島町二丁目四九四番地七八、最後の住所熊本県水俣市丸島町二丁目二〇番二号

被相続人　亡　丸山　文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十九日

熊本市西区池田二―六―四〇―七吉田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　和哉

## 第73期決算公告

平成28年10月19日　浜松市中区住吉五丁目22番1号

**株式会社中村組**

取締役社長　中村　嘉宏

**貸借対照表の要旨**　（平成28年7月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 8,899,984 | 流動負債 | 3,173,297 |
| 固定資産 | 2,357,764 | 固定負債 | 855,431 |
| 有形固定資産 | 1,529,765 | 株主資本 | 7,229,201 |
| 無形固定資産 | 26,379 | 資本金 | 155,000 |
| 投資その他の資産 | 801,619 | 資本剰余金 | 35,000 |
| 繰延資産 | 182 | 資本準備金 | 35,000 |
| | | 利益剰余金 | 7,039,201 |
| | | 利益準備金 | 38,750 |
| | | その他利益剰余金 | 7,000,451 |
| | | （うち当期純利益） | （425,038） |
| 資産合計 | 11,257,930 | 負債・純資産合計 | 11,257,930 |